

平成14年第6回防府市議会定例会会議録（その6）

平成14年12月20日（金曜日）

議事日程

平成14年12月20日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 3号 山口・防府地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 4 議案第 82号 防府市国民健康保険条例中改正について
議案第 83号 防府市火葬場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 5 議案第 80号 土地の出資について
（建設委員会委員長報告）
- 6 議案第 88号 平成14年度防府市一般会計補正予算（第5号）
（各常任委員会委員長報告）
- 7 議案第 89号 平成14年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
（総務委員会委員長報告）
議案第 90号 平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 91号 平成14年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 8 選任第 12号 防府市監査委員の選任について
- 9 議案第 92号 防府市議会の議員の定数を定める条例の制定について
議案第 93号 防府市議会の議員の定数を定める条例の制定について
- 10 議案第 94号 職員の給与に関する条例等中改正について
- 11 議案第 95号 平成14年度防府市一般会計補正予算（第6号）
議案第 96号 平成14年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 97号 平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 98号 平成14年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 99号 平成14年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第100号 平成14年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第101号 平成14年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 12 意見書第 4号 「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書
- 13 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 14 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件
目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	岡村和生君	6番	弘中正俊君
7番	横田和雄君	8番	藤本和久君
9番	斉藤旭君	10番	山本久江君
11番	木村一彦君	12番	馬野昭彦君
13番	藤野文彦君	14番	山田如仙君
15番	平田豊民君	16番	安藤二郎君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
19番	石丸典子君	20番	松村学君
21番	大村崇治君	22番	広石聖君
23番	藤井正二君	24番	河村龍夫君
25番	今津誠一君	26番	田中敏靖君
27番	久保玄爾君	28番	青木岩夫君
29番	深田慎治君	30番	中司実君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	湯浅克彦君
総務部長	中村武則君	総務課長	渡辺知明君
生活環境部長	戸幡昭彦君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	清水義久君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	福田勝正君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	小田寛君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

午前10時 3分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

9番、斉藤議員、10番、山本議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いします。

議長（中司 実君） ここで議事の都合により、議事進行を副議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

午前10時 4分 休憩

午前10時 5分 開議

副議長（横見 進君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

選挙第3号山口・防府地区広域事務組合議会議員の選挙について

副議長（横見 進君） 選挙第3号を議題とします。本件は、防府市議会選出の山口・防府地区広域事務組合議会議員2名のうち、さきの本会議において議長が交代したことに伴い、選挙を行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（横見 進君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

山口・防府地区広域事務組合議会議員に中司議長を指名いたします。ただいま指名をいたしました中司議長を山口・防府地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（横見 進君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御指名いたしました中司議長が山口・防府地区広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました中司議長に防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。

〔当選告知〕

副議長（横見 進君） これより、山口・防府地区広域事務組合議会議員に当選されました中司議長からごあいさつを受けます。

〔山口・防府地区広域事務組合議会議員 中司 実君 登壇〕

30番（中司 実君） ただいま山口・防府地区広域事務組合議会議員に御推薦をいただきまして、まことにありがとうございます。職務の重責を十分に認識しまして、微力ではございますが、一生懸命頑張りたいと思いますので、皆様方には御指導と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

副議長（横見 進君） ここで議長と交代します。

暫時休憩します。

午前10時 7分 休憩

午前10時 8分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議案第 8 2 号防府市国民健康保険条例中改正について

議案第 8 3 号防府市火葬場・葬儀所設置及び管理条例中改正について

（以上教育民生委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 議案第 8 2 号及び議案第 8 3 号の 2 議案を一括議題とします。本案については、いずれも教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。12 番、馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

12 番（馬野 昭彦君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第 8 2 号及び議案第 8 3 号につきまして、去る 12 月 17 日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに議案第 8 2 号防府市国民健康保険条例中改正につきまして御報告申し上げます。

本案は国民健康保険法及び国民健康保険法施行令等の改正に伴い、本市の条例もこれらに準じて改正しようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「最大 2 万円の給与所得特別控除と最大 17 万円の公的年金等特別控除の廃止により、影響を受ける人数と 1 人当たりの保険料増額は幾らになるのか」との質疑に対し、「所得推計が困難で、明確ではありませんが、14 年度の例によりますと、給与所得特別控除の適用につきましては、7,865 の方が対象で、保険料は最大で 1,640 円の増となります。また、公的年金等特別控除の適用を受けている方は 7,426 人で、保険料は最大で 1 万 3,940 円の増額となります」との答弁がございました。

また、「長期譲渡所得等の特別控除を保険料算定の基準となる所得から控除することにより、保険料は減少となるが、この特別控除の適用者は何人で、金額は幾らになるのか。また、保険料全体で、給与所得及び公的年金等の特別控除の廃止による保険料の増額との差し引きは幾らになるのか」との質疑に対し、「13 年度所得の状況では、216 の方が該当しています。補償金予測につきましては、年度により事業が変動しますので、金額は不確定です。また、保険料の増減につきましては、この制度を実施することにより、全体では減少するのではないかと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「現在の社会情勢下では年金受給者の大部分が厳しい生活を強いられ、給与所得者においても雇用環境が悪化している。今回の改正は法律等の改正によるものであるが、長期譲渡所得等のある比較的裕福な層には有利

なものとなっており、そのまま追認はしがたい」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第83号防府市火葬場・葬儀所設置及び管理条例中改正につきまして御報告申し上げます。

本案は、新火葬場の供用開始及び平成9年7月より据え置いている葬儀所関連施設の使用料の改定をするため、条例の改正をしようとするものでございます。

新火葬場の供用開始に伴う改正の内容につきましては、名称を斎場とすること及び新たに設置する式場、待合個室等に係る規定の整備を行うとともに、火葬施設を初め、各施設の使用料の額を定めようとするものでございます。

次に、葬儀所関連施設の使用料の改定につきましては、受益等に応じて適正な費用を負担していただくため、2割程度の引き上げをしようとするものです。なお、改正の施行日につきましては、平成15年4月1日となっております。

審査の過程におきまして、「多目的室の「多目的」の持つ意味は何か。小規模な葬儀であれば、多目的室でもできるのではないか」との質疑に対し、「多目的とは「待合個室」として、また、「通夜の場所」として利用もできるという意味です。なお、小規模な葬儀であっても式場を設置しておりますので、それを御利用いただくことにしております」との答弁がございました。

また、「葬儀に関することの中には、民間が当然実施しているような葬儀に付随するサービス業務も含まれているのではないか」との質疑に対し、「葬儀業務につきましては、祭壇の飾りつけと霊柩自動車の業務をこれまで実施してきました。行政改革推進委員会においても、この業務を「当面は現状業務を存続する」として議論していただいたと理解しています」との答弁がございました。

また、「使用料を2割程度増額改定しても、前年の実績からすると70万円ほどの増収である。この業務は独立採算ではないはず。増額しなければならない理由は何か」との質疑に対し「祭壇の飾りつけ等の業務については、全国的にも珍しい制度です。受益者負担の原則から、適正な料金設定にしようとするものです。なお、平成9年から使用料を据え置いておりますが、本来2度の改定時期を過ぎております。このたびの改正につきましては、2回分の改定率では理解が得られないということで、最低限の改正にとどめていきます」との答弁がございました。

また、「売店については、施設の重要な業務であるので、接客等も重視して運営してもらいたい」「低料金で利用できる立派な施設であるので、葬儀全体のマネジメントや精進落とし等、利用者にとって不便を感じることがないように、今後、運用面の充実をしてもら

いたい」等の要望もございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、「民間と比べ低料金で葬儀ができることが望ましい。今回の改正は、使用料が2割程度増額されており、現在の不況下においては承認しがたい」。また、「葬儀業務が祭壇の飾りつけと霊柩自動車の利用に限定されており、葬儀に必要なサービスを含めると、民間と比較して低価格にならないかもしれない」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。11番、木村議員。

11番（木村 一彦君） 議案第82号の防府市国民健康保険条例中改正についてと、同83号の防府市火葬場・葬儀所設置及び管理条例中改正について、反対の立場から討論をいたします。

まず、国保条例の改正であります。先ほどの委員長報告にもありましたように、この改正は給与所得者の控除額を2万円引き下げること。さらに65歳以上の公的年金受給者にこれまで適用されておりました17万円の控除をゼロにするというものであります。また、一方で公共用地の買収、補償金などを受け取った人の長期譲渡所得を特別控除する。さらには株式の売買で損失をこうむった人に3年間繰越控除しようと、こういう内容であります。

先ほどもありましたが、平成14年度で試算すると、この改正によって給与所得者のうち7,865人が影響を受ける。そして、その中の1人当たりの保険料の引き上げの最高額は1,640円になる。また、65歳以上の年金受給者7,426人が影響を受けるということでありまして、これの1人当たりの保険料の引き上げの最高額は実に1万3,940円にもなる、こういうことでもあります。

これは庶民、とりわけ年金受給者など弱い立場の人たちにとっては、大変大きな打撃になることは間違いありません。一方で比較的余裕のある人たちに対しては控除額をふやそうというものでありまして、極めて不公平な措置であり、庶民いじめのやり方だと言わざるを得ません。

しかも、市の立場から見ますと、全体ではこうやって保険料を引き上げて、保険料を控除する人たちの分がありますので、差し引きでは余りふえない。減収になるかもしれな

いという見通しだということであります。とても納得できるものではありません。

もちろん今回の条例改正は国の法律改正に伴うものでありますから、市の立場はわからないわけではありませんが、しかしこの議会でこれを承認するという事は、そういう不公平で納得できない、私に言わせれば改悪を追認することになりますので、これは賛成できません。反対いたします。

次に、火葬場・葬儀所の条例中改正について、やはり反対の立場で討論をいたします。

今回市民が待望しておりました新しい火葬場・斎場がついにできることになったということは、まことに喜ばしいことでもあります。しかし、今回の使用料引き上げは、多くの市民が望んでおりました安い費用で葬儀ができるという、こういう市民の願いに一部逆行していると言わざるを得ません。

先ほどの委員長報告にもありましたが、平成13年度の使用料実績は祭壇が53件で197万4,000円。霊柩自動車は71件で144万3,900円の使用料収入となっております。合わせれば約350万円の使用料収入であります。今回これを20%引き上げるということではありますが、そうしますと約70万円の市にとっては増収になるということでもあります。

顧みますと、こういう市の祭壇や市の霊柩自動車を利用する大部分の人たちは生活に余裕がない人たちだと推測できると思います。今回の引き上げが、これまでずっと据え置かれておりましたので、久方ぶりであるということを考えても、深刻な不況の中でありますから、こういう庶民の生活に一層マイナスの影響を与える、生活苦に追い打ちをかけるということで、これも引き上げに対しては賛成できないということをお願いして、反対の討論といたします。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。ただいま議題となっております2議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。ただいまの2議案については、教育民生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第82号及び議案第83号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議案第80号土地の出資について

（建設委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 議案第80号を議題とします。本案については、建設委員会に

付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。２２番 広石議員。

〔建設常任委員長 広石 聖君 登壇〕

２２番（広石 聖君） ただいま議題となっております議案第８０号土地の出資につきまして、去る１２月１７日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げたいと思います。

内容といたしましては、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業により整備される駐車場及び再開発ビルの公共公益施設部分の床の取得並びに管理運営を目的として設立される（仮称）防府地域振興株式会社へ土地を出資しようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「財政厳しき折から、財政的制限はあるのか」との質疑に対しまして、「市負担の上限は設けておりませんが、財政厳しき折から、当初、総事業費を６４億円としていたものを、積み上げ方式により６０億円で減じ、プロジェクトチームの検討協議により、公共公益施設の床面積を６，０００平米から５，０００平米に減じ、また地域振興整備公団からも１０億円の出資を予定することができることにより、市の負担額の軽減になります」との答弁でございました。

また、「公共公益施設の事業費は」との質疑に対し、「現計画における総事業費は約６０億円となっておりますが、市の負担分は、土地開発公社からの再取得土地代１９億円を含め３６億円になります。そのうち、１１億円相当の土地を現物出資いたしまして、また地域振興整備公団から１０億円の出資をいただく予定であり、出資会社の原資といたしましては２１億円となります。公共公益施設に投下する金額としては、市の権利床、保留床、設備費、出資会社の権利床、保留床合わせて５，０００平米で、約２９億円となります」との答弁でございました。

また、「集客力については」との質疑に対し、「市民活動センター、市民サポートセンターといった機能で、市民どなたでも気軽に利用できるものを拠点とし、検討しております。一般質問での図書館導入の御要望や全国各地での再開発事業における図書館での集客力を踏まえ、図書館を導入した案についても今後検証してみたいと存じます。公団の出資との関連もでございますので、今後、公団とも協議してまいります」との答弁でございました。

さらに、「公共公益施設の選定に当たっての市民懇話会とは」との質疑に対し、「ユニバーサルデザインや情報化、ＩＴ化等に対応できることをベースに考え、公募委員３人を含む１６名からなる市民懇話会を年明けにも開催し、市民各層からの御意見をお聞きしながら、現在、基本構想の段階ではありますが、２月末までには基本計画は策定できるように努力したいと考えております」との答弁でございました。

要望・意見といたしまして、「急速な情報化、国際化の中で、未来都市として対応できるよう、公共公益施設を市民の声等を聞きながら決定していただき、防府市民の利便性、将来性、夢、希望を精力的に検討して、悔いの残らないよう、立派な防府市の顔となるまちづくりを、この再開発事業で取り組んでいただきたい」との要望・意見がございました。

審査を尽くしたところで、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して、討論を求めます。10番、山本議員。

10番（山本 久江君） このたびの議案は、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業により整備される駐車場及び再開発ビルの公共公益的施設部分の床の取得並びに管理運営を目的として設立される（仮称）防府地域振興株式会社へ土地を出資するためということでございますけれども、私どもさきの9月議会におきまして、この土地の取得につきまして、市街地再開発事業のあり方ともかかわって問題提起をいたしまして反対をいたしました。その関連の内容となっておりますので、賛成しがたい態度を表明いたします。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第80号については建設委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第80号については、原案のとおり可決されました。

議案第88号平成14年度防府市一般会計補正予算（第5号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 議案第88号を議題とします。本案については各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。3番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第88号平成14年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、総務委員会所管事項について、去る12月16日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正予算中総務委員会所管事項の主な内容といたしまして、歳入面では地方特例交付金、地方交付税及び市債等を計上するとともに、歳出面では企画費において県中部合併推進協議会設置のための経費及び大道駅の整備に係る経費等が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「法定合併協議会というのは、合併の是非も含めて協議していく場であるということだが、その準備のための合併推進協議会は、その設置目的にもあるように合併推進のための組織であり、矛盾しているのではないか」との質疑に対し、「この法定合併協議会は合併の是非も含めて協議していく場であり、合併推進協議会は法定合併協議会設置までに行っておかなければならない資料作成等、その準備のためというのが大前提でございます」との答弁がございました。

また、大道駅周辺整備事業については、「当初予算の審議の際に総額9億円余りの事業費が示され、基本設計がまだの状況だったとは言え、その際、示された駅舎整備費が3億円で、今回の補正で5億2,000万円になった。これは市が全額負担することになるのか。また、建設に当たっては入札をされるのか」との質疑に対し、「周辺の道路整備につきましては補助事業に乗れましたが、駅舎整備につきましては該当する補助事業がなく、今のところ全額市の負担になります。また、JRの駅舎改修において、市の業務は基本設計をコンサルタント委託し、詳細設計と工事はすべてJRが行いますので、入札の有無については不明ですが、今後整備費を落とすために整備のグレードの見直しを行い、できるだけ整備費を落としていきたいと思っております」との答弁がございました。

さらに、「全額市の負担で整備される駅舎は市の財産になるのか。また、駅舎の管理運営はどのように考えているのか」との質疑に対し、「駅舎は市がJRに委託して整備しますが、整備後において、コンコースとホームへの乗降階段は鉄道部分として、議会の承認をいただいて、JRに寄附した上でJR管理にし、その他の部分については市所有として、市の管理になると思われまして」との答弁がございました。

また、「駅舎整備に5億2,000万円というのは、素人目にも高過ぎるという印象だが、この5億2,000万円の内訳を示してほしい」との質疑に対し、「当初、基本設計においては、約6億5,000万円だったものを余りにも高額過ぎるということで、JRと協議して5億2,000万円に削減いたしました。内訳は、自由道路と駅舎で約3億8,000万円。信号通信施設の新設、撤去費用に約1億円。管理監督費等に約3,800万円です」との答弁がございました。

さらに、「駅舎整備をJRに全面委託し、委託協定の金額よりも少なくて済んだときには最終的に清算できるのか」との質疑に対し、「この金額は上限と考えておりますが、実

際の整備費が下がれば、最終的に清算することになります」との答弁がございました。

また、「駅舎の整備費が余りにも高過ぎると思われるので、JRが入札等を実施して、金額が落とせるのかどうかについてもよく調査して、できるだけ経費がかからないように努力してほしい。大道駅の駅舎が整備されることによって一番恩恵を受けるのは、多々良学園の生徒さんたちであることから、今後も引き続き多々良学園に対して何らかの形で寄附を要請して行ってほしい」などの要望もございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、「県央部合併推進協議会がその事業目的にもあるように、合併推進のための協議会であることは明白であり、その協議会設置のための負担金が計上されている今回の補正予算には反対である」との意見がございましたので、採決いたしました結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。12番、馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

12番（馬野 昭彦君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第88号平成14年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る12月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、初めに民生費につきましては、老人福祉費において、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの整備に係る補助金や支給対象者の増額に伴う在宅寝たきり老人等介護見舞金、介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金が計上されているものでございます。児童措置費において、支給対象者の増加に伴う児童手当支給事業等の補正が計上されているもの、乳児福祉費において、受給者の増加に伴う乳幼児医療費が計上されているもの、次に、衛生費につきましては、保健衛生総務費において、国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金が計上されているもの、次に、教育費につきましては、教育指導費において、「楽しい学び舎づくり推進事業」が県の直轄事業となり、「心の教室相談員配置事業」4校が配置されたことに伴う補正及び支給対象者の増加による幼稚園就園奨励費補助金の補正が計上されているもの、学校建設費においては、国の新規補助採択に伴う小学校冷房設備設置工事の補正が計上されているもの等でございます。

審査の過程におきまして、「学校給食協議会においては、これからの給食のあり方、方向性を含めて検討されると理解していたが、今後何回協議を実施し、いつごろ計画をまと

めるのか。また、協議会での協議結果はどう位置づけられるのか」との質疑に対し、「中学校給食は、行政改革推進委員会の答申を尊重し、民間委託とセンター方式で実施をしてみたい。協議会ではセンターの数、規模、給食の内容等を協議していただくことになり、あと3回の協議を経て今年度中に仮称「学校給食基本計画」を策定します。協議会の意見は、その中で最大限に尊重することになります」との答弁がございました。これに対し、「母親代表の委員が2名では少ないと思う。「コストの論議が先行している」との調理員からの意見もあるように、依然として自校方式の意見も根強くある。既定路線にとらわれず幅広く意見を聞いてもらいたい」との要望もございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 次に、経済委員長の報告を求めます。2番、山下議員。

〔経済常任委員長 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） ただいま議題となっております議案第88号平成14年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、経済委員会の所管事項につきまして、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、労働費の労働諸費における雇用・能力開発機構所有の防府中高年労働者福祉センター（サンライフ防府）を買い取る経費や農林水産業費の農業総務費におきまして、経営構造対策事業費の入札減による補正、水産業費の漁港建設費におきまして、単県事業として採択された向島漁港集落道整備工事の経費等が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「サンライフの買い取りに伴う今後の予定はどうなっているのか。また、この施設の使用目的の変更、改造等は考えているのか」との質疑に対し、執行部より、「市が施設を所有することに伴い、次期定例会に設置及び管理条例を上程する予定にしております。使用目的につきましては従来どおりとし、内部の改造は予定しておりません」との答弁がございました。

また、「向島の漁港集落道整備工事に関し、道路や水路の補修等は道路課、河川課と所管が重なる部分があると思うが、水産課の所管となった基準は何か」との質疑に対し、「市道は道路課、水路は河川課の所管となっておりますが、このたびのような、漁港区域内の小規模排水路につきましては、現在、水産課で対応しております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（中司 実君） 次に、建設委員長の報告を求めます。22番、広石議員。

〔建設常任委員長 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） ただいま議題となっております議案第88号平成14年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る12月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

補正予算の内容につきましては、主に、道路新設改良事業の新橋牟礼線用地買収に伴う経費、河川改修工事の入札差金に伴う事業費の組み替え、土地区画整理事業における事業内容の変更に伴う予算の組み替え及び継続費において中河内尾崎線道路改良事業の減額及び年割額変更に伴う経費が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「防府駅前の多目的広場は、まちの中心にあり、整備は市民の注視的になるが、現在、詳細設計中であるということだが、市民の声や意見を聞かれた上で設計に入っているのか」との質疑に対しまして、「現在、市民各界・各層の有識者の御意見は聞いておりませんが、多目的広場の一部約1,000平米につきましては、区画整理事業の事業地内地権者の仮店舗用地に予定しておりますので、多目的広場の整備完了予定は区画整理事業の完了予定を平成21年と見ておりますので、それとあわせた時期になろうと考えております。今後市民の声を聞きながら、市民のニーズ、コンセンサスを踏まえ、検討協議をさせていただきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「市道西浦新地潮合線の道路改良工事について、自転車歩行者道が広く、車道が狭いので、単車やバイクが対向車との離合の際、危険では」との質疑に対し、「この事業は、児童・生徒の通学路整備として着手し、事業開始前は見通しの悪い道路でございましたが、歩道改良整備に伴い、現在見通しのよい車道に改良しております。今後、二輪車の安全対策につきましては、工事完了時点において、外側にラインを引き、交通安全に努めたいと考えております」との答弁がございました。

また、「市道新橋牟礼線の第一期工事東側終点の三叉路交差点の交通安全対策を十分とっていただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めま

す。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して、討論を求めます。10番、山本議員。

10番（山本 久江君） 議案第88号平成14年度防府市一般会計補正予算につきましては、日本共産党は反対の立場を表明をいたします。

今回の補正では、法定合併協議準備会負担金として58万円が計上されております。来年1月6日設置予定の県央部合併推進協議会はその設置要綱ではこのようになっております。「2市4町の法定合併協議会の早期設置を目指し、その推進を図るため諸活動を行うことを目的」としてなっておりますし、その事業として、法定協の設置や合併推進のための調査・研究、そして、その他合併の推進に関する事項を事業として行うことを明記をいたしております。市民不在のままに、早期の法定協立ち上げを目指して合併推進を図るための協議会の負担金支出を認めることはできません。

また、大道駅整備事業に係る予算といたしましては、委託料として2億800万円。継続費補正として平成14年度2億800万円。平成15年度3億1,200万円、継続費5億2,000万円計上されております。多々良高校の移転に伴う関連事業費は、当初市財政の厳しい中で2カ年で9億900万円。そのうち駅整備に係る事業費は3億円ということでした。それがこのたび5億2,000万円の継続費として上がってきております。

このことは駅舎が整備をされ、大道地域がよくなることだからいいではないかと言では済ませないさまざまな問題があると思います。駅舎は全額市が負担をし、完成した駅舎はJRに寄附、駅の管理は市が関係団体に委託、責任は市が持ちます。駅の利用は御答弁でもありましたように、250人程度の増加が見込まれるということですが、厳しい財政状況の中で、一方では行革により市民生活に係る予算が減らされようとしている中で、このような予算計上のあり方には疑問を持ちます。よって、法定協の問題や大道駅にかかわる問題につきまして、一般会計補正予算については反対の立場をとらせていただきます。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第88号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第88号については、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号平成 14 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

（総務委員会委員長報告）

議案第 90 号平成 14 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 91 号平成 14 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議長（中司 実君） 議案第 89 号、議案第 90 号及び議案第 91 号の 3 議案を一括議題とします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 89 号について委員長の報告を求めます。3 番、河杉議員。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3 番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第 89 号平成 14 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、去る 12 月 16 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正内容といたしましては、歳入では 4 月に開催されたふるさとダービーの決算見込みに伴い、車券発売金収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金諸経費を減額し、収益の一部を競輪場施設整備基金に積み立てて、その収支差が予備費で調整されているものでございます。

審査の過程におきまして、「これだけの減収になるのは、当初予算の見込みが甘いのではないか」という質疑が本会議で出されたが、競輪事業特別会計はその性格上一般会計とは予算計上の考え方が違うように感じたのだが、どのような考え方で予算編成がされているのか」との質疑に対し、「競輪事業特別会計では、場外発売する場合には、開催経費として事前に他場に支払う経費の割合が多いため、その支払いが問題なくできるように多めに予算計上せざるを得ませんので、歳入はそれに伴い多めになります。結果的に売り上げが少なかった場合に、売り上げの多い、少ないに関係なく、かかる必要経費は基本的に変わりませんので、各場外場へ支払う経費が足らなくなる懸念が生じてくるため、歳出を多めに計上した場合に、歳入はそれに伴って膨らんでくるという考え方でございます」との答弁がございました。

また、「日本自転車振興会交付金の交付基準はどのようになっているのか。また、その基準が改定されたと聞いたが、それによって年間どのくらいの影響額になるのか」との質疑に対し、「日本自転車振興会交付金の交付基準は、ことし 4 月の改定で 1

開催で1号交付金は3億6,000万円。2号交付金は3億円以上の売り上げがあった場合に、その売上額に対する一定の割合で支払うようになり、防府競輪の通常開催ではその基準に達しない開催が多くございますので、平成13年度ベースで試算をいたしますと、年間8,000万円から9,000万円くらい少なくなります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第90号及び議案第91号について委員長の報告を求めます。12番、馬野議員。

〔教育民生常任委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

12番（馬野 昭彦君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第90号及び議案第91号の2議案につきましては、去る12月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

最初に議案第90号平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入で医療制度改正に伴う電算システム修正経費について、一般会計からの繰入金を計上するとともに、歳出では、人間ドック受診希望者の増に伴う経費を追加計上し、その収支差を予備費で調整するものでございます。

次に、議案第91号平成14年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、認定者数及び利用者数の増加に伴い、歳入で、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、市町村債及び繰入金を計上し、歳出では、介護認定審査会費、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等を計上しているものでございます。

当委員会といたしましては、両議案とも特に御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、当委員会に付託となりました特別会計補正予算の2議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） これより各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結して、これより一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第89号、議案第90号及び議案第91号の3議案については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 89 号、議案第 90 号及び議案第 91 号の 3 議案については、原案のとおり可決されました。

選任第 12 号防府市監査委員の選任について

議長（中司 実君） 選任第 12 号を議題とします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第 12 号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は防府市監査委員の小田寛氏が、12月21日をもちまして任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

小田委員には平成10年12月から4年間にわたり、監査委員として本市の財務管理等に御尽力をいただきました。ここに改めて感謝の意を表する次第であります。

このたび新たに委員としてお願いしております大木孝好氏は、昭和35年に防府市役所に入所されて以来、防府市の行政運営に携わってこられました。

この間、企画調整部主幹、高齢障害課長、職員課長、総務部次長、消防長を歴任され、本市の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有しておられ、監査委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第 12 号については、これに同意することに決しました。

議案第 9 2 号防府市議会の議員の定数を定める条例の制定について

議案第 9 3 号防府市議会の議員の定数を定める条例の制定について

議長（中司 実君） 議案第 9 2 号及び議案第 9 3 号の 2 議案を一括議題とします。
まず議案第 9 2 号について、提出者の補足説明を求めます。14 番、山田議員。

〔14 番 山田 如仙君 登壇〕

14 番（山田 如仙君） 議案第 9 2 号防府市議会の議員定数を定める条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この条例は地方自治法 9 1 条の定める市町村議会議員の定数に関する規定が改正され、平成 15 年 1 月 1 日から施行されることになりましたので、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成 15 年 1 月 1 日以降の初めてその期日が告示される一般選挙から適用されるものでございます。

地方自治法の改正内容は、現行の法定数、すなわち「人口 5 万人以上 15 万人未満の市の定数を 36 人とし、条例でこれを減少することができる」とあるのに対し、改正後は上限数値を示し、自己決定・自己責任によって定数を定める形、すなわち「人口 10 万人以上 20 万人未満の市の定数の上限を 34 人とし、この範囲内で定数を条例で定める」となります。

現在の本市議会議員の定数は現行の法定数より 6 人少ない 30 人でございますが、これは昭和 60 年に市財政の困窮を理由に減少条例を定めまして、現在に至ったものでございます。

そこで、今回の条例制定に当たりまして、現在の 30 人が果たして適正な議員定数なのかどうか検討するため、防府市議会議員の総意により、各会派より選出された代表 11 名の議員で議員定数調査研究会を立ち上げ、自来本年 8 月以降 3 回にわたり慎重に検討協議をいたしたところでございます。

その結果、構成委員 11 人中 9 人が以下の結論としております。

1 本市は、行政区域も広域であり、市民側に立脚し、行政への監視機能を充実し、民意を十分反映させるため 30 人が妥当である。

2 類似都市における実情は、各市の人口、面積等いろいろであるが、大勢として 30 人程度である。

3 4 年前の、平成 10 年 8 月 8 日付防府市議員定数調査研究会報告書の内容（定数を 6 人減）と現状を比較したとき、当市における諸情勢は著しく変化していない。

との現状認識をもととし、上限値である 34 人の範囲内で、かつこれからの議会に求めら

れる役割を果たし得る最小定数としては、「30人が適正な議員定数」との結論に至り、本案を提案申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 次に、議案第93号について、提出者の補足説明を求めます。

21番、大村議員。

〔21番 大村 崇治君 登壇〕

21番（大村 崇治君） 議案第93号防府市議会の議員の定数を定める条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

我が国の経済は景気の低迷が長期化し、雇用は依然として最悪の状態が続いており、国や地方公共団体には、行財政改革が強く求められているところであります。こうした状況に対応するため、その手段の一つとして、現在、市町村合併が議論されているわけですが、その中でも、議会活動のあり方が住民の間でも話題となっており、議員定数の減を求める声が根強くあるのも御承知のとおりでございます。

このことは全国の議員定数条例制定にも影響を与えており、全国の類似都市75市のうち、議員定数条例を既に制定している52市中14市が議員定数を減らしており、防府市と同じ法定定数36人の都市49市中22市が30人未満で定数を定めております。

本市の状況を見ましても、市税の増収が期待できない中、少子化、高齢化、福祉医療の問題は深刻な状態にあり、市民と痛みを共有し、市民生活に直結する財源確保に議員みずから率先して行財政改革を推進していく必要があります。

一方、政治資金規正法の改正により、市民の目は政治資金、政治献金などの透明性を強く求めており、政治倫理の確立が必要であります。

また、市民に議会活動を公開し、理解を得るための市議会だよりの発行など、議会の果たすべき役割の重要性をかんがみれば、政治は庶民に奉仕するためにあり、議会は市民あつての立場から改革を推進する、議員みずから議員定数を現状の30名から2名減とした28名とすることが適当であると考え、ここに御提案する次第でございます。

議長（中司 実君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。22番。

22番（広石 聖君） ただいま提出されました議案第92号防府市議会の議員の定

数を定める条例、30人案に反対をし、議案第93号防府市議会の議員の定数を定める条例、28人案に賛成する立場で討論を申し上げたいと思います。

時代の大きな転換期を迎えている今日、我々に求められていることは「聖域なき構造改革」であり、また「行政改革」であります。本市におきましても、行政改革への取り組みを積極的に推進してこられ、6つの民間委託の推進項目を初め、103項目の行政改革項目を設定され、現在、行政改革推進のための実施計画を策定されておるところでございます。

一方、議会におきましても、議会改革の一端として、各種審議会等への議員参加につきまして検討され、平成12年12月時点で、参加しておりました審議会が49もございましたが、現在では12の審議会にまで減少させてきたところであります。

今日の厳しい経済・社会情勢の中で、議員定数につきましても、市民の皆様方の目線に立って、「ともに痛みを分かち合う」、そういう思いで議員定数を28人にこの際すべきだと思います。

民間企業の実態を見ましても大変厳しいものがあります。山口県内の企業倒産件数は負債総額を1,000万円以上を見ましても、平成13年度216件、平成14年度11月現在135件であります。防府市内におきましても、平成13年度37件、平成14年度11月現在で26件というデータが示されております。

また、先日の新聞報道によれば、日経連では17日に開催された理事会におきまして、「賃金制度の改革による定期昇給の凍結、見直しも労使の話し合いの対象になり得る」と、年齢や勤続年数に応じて自動的に給与が上がる「定期昇給制度」を見直し、賃下げに踏み込む姿勢を明確にした等々が報じられております。

公務員の給与につきましても、今回の人事院勧告では、公務員給与制度始まって以来、初めての月額給与の約2%の引き下げと、期末・勤勉手当の0.05カ月分引き下げを勧告いたしておるところでございます。

こうした極めて厳しい現在の社会情勢の中で、我々議員も市民感情をしんしゃくしながら、議員定数28人を条例化することが妥当だと申し上げ、賛成討論にかえさせていただきます。

議長（中司 実君） 28番。

28番（青木 岩夫君） ただいま議題となっております防府市議会の議員の定数を定める条例の制定については、議案第92号、30名の定数議案については賛成をいたしまして、議案第93号、28名の定数議案については反対の態度で討論に参加をいたします。

先ほど議案第92号の提案説明にありましたように、平成14年8月以降防府市議会定

数調査研究会が、11名の構成で3回にわたって慎重検討協議がなされた結果、本案の提案となっております。

その理由の一つは類似都市における人口、面積などさまざまであるが、大勢として現数30名が妥当と思われます。その2としては、本市は行政区域も広く、行政に対し、民意を十分反映させるため、現数30名が妥当と思われます。さらに、平成10年8月8日の防府市議会議員定数調査研究会報告書内容と現状を比較した時点、現状諸情勢は著しく変化をいたしておりませんとの認識を了といたして、現数30名定数案賛成、28名定数案反対の態度とさせていただきます。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。ただいま議題となっております2議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第92号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。したがって、議案第93号については、一事不再議の原則により、議決を要しないものといたします。

議案第94号職員の給与に関する条例等中改正について

議長（中司 実君） 議案第94号を議題とします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第94号職員の給与に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員等の給与の改定についてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございますが、国家公務員に準じ、扶養手当の改定、特例一時金の廃止、条例の公布の日の翌月からの給与の2.09%の引き下げを行い、来年3月に支給する期末手当につきましては、0.05月削減するとともに、本年4月からの年間給与について所要の調整措置を行おうとするものでございます。

また、来年度以降の期末・勤勉手当につきましては、3月期の期末手当を廃止し、6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当のそれぞれの支給割合を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。11番、木村議員。

11番（木村 一彦君） 日本共産党は議案第94号に反対いたします。

御承知のように、今日の不況の最大の原因は国民の消費が冷え込んでいる、消費購買力が極めて低下していることにあることは論を待たないところであります。ますます増大するリストラや倒産に加えて、公的年金や医療制度、雇用保険など社会保障制度も軒並み改悪されておりまして、国民の将来への不安はますます増大しております。そして、これが国民の消費意欲をとことん冷え込ませているところは御承知のとおりであります。

今回の改正は、国の人事院勧告と連動するものでありますが、この人事院勧告は先ほど発言がありましたとおり、この勧告制度が始まって以来初めて月例給与、毎月の給料の引き下げが勧告されたわけでありまして、ボーナスの引き下げと合わせると、その影響は大変深刻なものがあります。

今日の不況がこれまでの幾度かあった不況と根本的に違うのは、前年に比べて国民の所得がどんどん下がっている。これはかつてなかったことでありまして、これがこれまでの不況とは質的に違うところであります。今度の人事院勧告によって全国では750万人の労働者が直接影響を受けますが、間接的な影響を含めると、その影響ははかり知れないものがあります。今回、市もこの人事院勧告と連動して、約1,000人を超える市の職員の給与やボーナスを引き下げるわけでありましてけれども、これが防府市の経済に与えるマイナスの影響、これは大変深刻だと思えます。

これまでも、公務員給与の引き下げについては、私どもはそれはやがて民間の給与の引き下げにつながる、こういう悪循環に陥るということをたびたび指摘してまいりました。実際、今回先ほども他の議員が発言しましたが、日経連が早速この人事院勧告が発表された直後に、来年の春闘では民間の給与も引き下げる、こういう意向を示したところであります。まさに、悪循環が目の前で起こっている、こういうことであります。

公務員バッシングといいますが、公務員たたきというのは、今、非常に盛んであります。これは結局回り回って民間の労働者や、あるいは中小企業、商店、こういう人たちに大変マイナスの影響を与えることは少し考えればわかることであります。

今回の引き下げで景気はますます冷え込む、それでなくても、今、出口のない不況、出口の見えない深刻な日本経済の状況を、さらに壊滅的な状況に追い込むことは必至だと考えます。こういう点で、私どもは断固今回の引き下げに反対いたします。

なお、今回の引き下げが4月にさかのぼって適用されて、12月のボーナスでこれを差し引くということになっておりますけれども、これは不利益不遡及の原則、つまり労働条件の切り下げなどの不利益は過去にさかのぼって適用してはならない、こういう原則に反するというのも一言付言しておきたいと思えます。

以上であります。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第94号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第94号については、原案のとおり可決されました。

議案第 95号平成14年度防府市一般会計補正予算（第6号）

議案第 96号平成14年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 97号平成14年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 98号平成14年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 99号平成14年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第100号平成14年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第101号平成14年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（中司 実君） 議案第95号から議案第101号までの7議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） それでは、議案第95号から議案第101号までを一括して御説明申し上げます。

今回、補正をお願いしておりますのは、一般会計、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、索道事業特別会計、青果市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び介護保険事業特別会計の7会計でございますが、ただいま議案第94号で御議決いただきました職員の給与改定並びに職員数の変動等による給料、職員手当、共済費等の補正をお願いいたしますのでございます。

なお、節及び細節ごとの増減額並びに増減事由別の内訳は、各会計ごとの給与費明細書に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、7議案を一括して御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中司 実君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。28番。

28番（青木 岩夫君） 議案の95号の一般会計の中の49ページで、一般職の総括表が出ておりますが、この中の、職員数が当初は952名でありました。それから7名が減数になっておりまして、945名で今日まで執務を執行しておられますが、それらの部署について、どういうところに部署としては配置されて、そこから7名減員されたことによって、市民サービスには影響を起していないのかどうなのか。この辺のお尋ねをいたします。とりあえずそこでよろしく願いします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） お答えをいたします。

当初に比べまして7名の減でございますが、部署につきましては、健康福祉部が3名、消防関係が1名、総務関係が1名、都市整備部が1名、教育委員会が1名、計7名であります。

いずれも年度途中での職員の退職等によります減数でございます。それに対応します年度途中の採用による補充というものはいたしておりません。いずれにつきましても、人員減につきましては、市民サービスが低下しないように最大の自助努力をもちまして補っておるのが実情であります。

議長（中司 実君） 28番。

28番（青木 岩夫君） 答弁によりますと、年度途中の場合は、後補充をしていないということでもありますね。そういうことを今からもずっと踏襲していかれるんですか。それとも、部署によってはどうしてもここにこんな穴をあけてはいかんと、それだけ業務量があるにもかかわらず、市民サービスに迷惑がかかるというような状況が生じれば、やっぱり当然そこは後補充を行っていくと。今のような答弁ではちょっと納得しがたいところがあるんですが、補充が必要でないというところもあるかもしれません、それは。だけど、どうしても補充が必要だということもあると思うんですね、これ、7名の欠員になっていきますから。その辺、もう一遍答弁してください。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 先ほどお答えをいたしましたように、年度途中の採用によ

る補充は考えておりません。ただし、全体の事務量等見直しまして、忙しい職場、そうでない職場等々もあろうかと思えます。それらを勘案しまして、人手が足りない職場等々につきましては、一般、普通会計、特別会計ともにいろいろありますが、それらの職場間での異動によります調整によって対応していきたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 28番。

28番（青木 岩夫君） 95号から101号まで一括ということでありましたから、96号の競輪事業特別会計について、質疑なり意見を申し上げておきたいと思います。

これも人勧絡みの関係で、人件費が大きく削減されておまして、まずはページ数でいきますと、56ページをお開き願いたいと思います。

当初13名でありまして、減員が3名ありましたので、現在では10名で推移をいたしております。なかんずく時間外手当について御指摘させていただきますが、当初予算で4,175万6,000円が含まれておまして、今、第3四半期まで推移してきました。あともう1四半期が残っておるところであります。この執行の状況はどの程度いっておるのか。あるいはまた、この時間外手当なるものは場外の売り上げをした場合には、よそからこの中に入ってくるお金がかなりあるんじゃないかと思うんです。だから、そういうことも見込まれて、この4,175万6,000円が計上されておると思うんであります。そこらあたりがどのような内訳になっておるか、お尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 平成14年度の競輪特別会計の時間外手当でございますが、当初予算につきましては、4,175万6,000円で上げております。先ほど御質問ありましたように、このうち本場開催でございますが、これが70日で約1,541万5,000円といたしておまして、場外開催175日で2,634万1,000円、合わせまして4,175万6,000円の当初予算を組んでおります。この中にふるさとダービーその他の応援といたしまして、他からの応援職員の時間外も約119万円ぐらいは入っております。

ただいままでの執行状況という御質問でございましたけれども、このうち11月末まででちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、本場開催が48日でございまして、これが738万2,000円の時間外手当でございます。それから、場外開催につきましては、118日行っておりますので、1,121万3,000円でございます。合わせて執行状況を申し上げますと、1,859万5,000円でございます。4,175万6,000円の対当初予算に対しましては、執行率を申し上げますと44.5%程度でございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 28番。

28番（青木 岩夫君） 時間外の執行率45%ということが回答ありましたが、あともう3カ月しかありませんよね。そして、45%という執行率ですから、当初の予算の4,175万6,000円という組み立て方にも問題があるんじゃないかなと思いますが、もちろん時間外というのは不透明なところが多いから、そういう組み立て方になると思うんですけども、もう3分の2、回っちょるわけですよ。回っておるんじやが、そういう執行状況である。

これが13年度はもう決算が出ておりましたから、3,161万3,000円ということで、1人が280万円という時間外手当が支払われておまして、当初の予算からいけば、執行率は98.4%になるんです。それで、今回の4,175万円が4,175万の当初の予算でいって45%という執行率で理解すりゃいいんですか。そうすると、当初の時間外手当に対する当初の見積もりが、何をどこをどうした根拠でやっておられるのかなというような不思議さが出てくるんですよ、疑問が。こういう予算の組み方にちょっと私は疑問を持つんですけども、場外がどの程度この時間外の中に占めておるのか。もちろん本給も時間外もあると思うんですけども、他場のやった場合、これに入ってくる本給の中にも、本体の中にも入ってくると思うんです。詳しいお答えはもういいですから、今、私の言っておることの指摘が御理解いただきゃいいんです。今、ちょうど予算編成期でありますから、平成15年度の予算の中にも、今、私が申し上げておることを、入りを大きく出を小さくしていただくという観点から、時間外というのは当然労働基準法によるところの働かせたら払わにゃならん金ですから。

これで、今度は人数が13名から10名に減っておりますよ。そうすると、それだけの作業量があれば、予算に匹敵するような作業量があれば、私はさきの一般質問で申し上げましたようなワークシェアリングはいかがですかと、こういう理論に発展していくわけですよ。だから、そういう意味の、私が今申し上げておるようなことをよく御理解いただきまして、今、15年度の予算編成期ですから、むだのないような予算の編成をしていただきたい。このことを要望しておきます。そのことを、うなずいて、わかりましたという言葉をしていただくかどうかしていただいて。中身について御返答はいいですから、いかがですか。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） 返答も含めて御説明申し上げますが、御案内のとおり、時間外勤務手当ですから、実績があれば支払わないわけにはいかないということで減額をしてお

りませんが、これは実績がおおむね先が見えた段階で、と申しますと3月議会になろうと思いますが、これは減額補正をいたすこととなります。

それから、当初の見積もりが甘かったのではないかという御指摘でございますが、御案内のとおり、競輪の日取りというのは1年の初めに12カ月分がわかっていないわけですから、要するに、土日にどのくらい当たるか、あるいはよその競輪も含めまして土日にどのくらい競輪があるか。あるいは平日にどの程度競輪があるかということがわかっておりませんので、ちょっと多めに組んでいるということは事実でございます。それと、平成14年度の場合は、ふるさとダービーもあって、もうその間は土日が全然ないというような状態でした。そういうことから、若干多めに見積もっておるわけでございますが、これはちゃんと土日の開催日が決まったり、あるいは全国の場外の土日等々の関係で数字が固まった段階で減額補正はいたします。

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りします。ただいま議題となっております7議案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。11番、木村議員。

11番（木村 一彦君） 日本共産党は議案第95号から議案第101号までに、すべて反対いたします。先ほどの議案94号で反対討論をしましたが、それが予算化されたものであるからであります。

以上です。

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。ただいま議題となっております7議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。ただいま議題となっております7議案について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（中司 実君） 起立多数でございます。よって、議案第95号から議案第101号までの7議案については、原案のとおり可決されました。

意見書第4号「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書

議長（中司 実君） 意見書第4号を議題とします。提出者の補足説明を求めます。13番、藤野議員。

〔 13番 藤野 文彦君 登壇 〕

13番（藤野 文彦君） それでは、意見書第4号「森林・林業政策の充実と雇用創出」に向けた森林関連予算の拡充を求める意見書の説明をさせていただきます。

日本の国土の7割を占める森林は、国民生活に欠くことのできない多面的機能を発揮する重要な資源でございますが、長引く木材価格の低迷等により管理不十分な森林が増加しており、森林整備予算の拡充は急務の課題となっております。着実な森林整備を進めるために、森林・林業政策の充実とともに、森林を活用した山村地域の雇用の場の確保、拡大を図ることが必要であり、国に対して、森林関連予算を最大限確保されるよう強く要請するものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 質疑を終結してお諮りします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 討論を終結してお諮りします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（中司 実君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、会議規則第102条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し

出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議員派遣について

議長（中司 実君） 次に、議員派遣についてをお諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び防府市議会会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

議長（中司 実君） 25番。

25番（今津 誠一君） 議長、この際、動議を提出いたします。

野島の魚礁建設にかかわり、防府市漁協から県に提出されました各種申請書の中の同意書に関し、新たな事実が判明いたしました。よって、この件について緊急質問をしたいので、御同意の上、この際日程に追加し、発言を許されんことを望みます。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） ただいま25番議員から動議ですか、提出されましたが、私ども、ちょっと十分な意見交換ができておりませんので、運営上暫時休憩をお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） ただいま25番、今津議員より、緊急質問を同意の上日程に追加し、発言を許されたいとの動議が提出されましたが、所定の賛成者がありますでしょうか。22番。

22番（広石 聖君） その前段のために調整をしなければいけないから、暫時休憩を議会運営上諮ってくれと言うんだから、よう聞いてくれえよ。しゃきっとせえよ。

議長（中司 実君） 暫時休憩をいたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時 4分 開議

議長（中司 実君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開します。25番。

25番（今津 誠一君） 先ほどの動議の提出を取り消します。私がこの場で申し上げたかったことは、さきの一般質問におきまして壇上より9点にわたり質問いたしました。その中の1つに、「防府市漁協から県に提出された文書の中に偽造ないし事実ではないも

のがあったと聞いたが、その真相はどうか」と尋ねました。これに対し、林土木建築部長は「市としましては、確認することができません」と答弁しました。私はその答弁では承服しかねるので、再三明確な答弁を求めましたが、ついに得られませんでした。

そこで、私は翌12日、県の河川課に電話し、防府市漁協から提出された魚礁建設に対する野島住民の同意書、正確には「魚礁設置承認協力書」というものだそうですが、これが偽造されたものであると聞いたが、県としてはこの事実関係を確認しているかと尋ねましたところ、「その承認協力書に署名捺印したとされている本人が県にお見えになり、これは自署捺印したものではないと言われるので、そのとおり認識している」との回答でした。つまり、文書は偽造ということで認識しておるということです。

また、12月14日の毎日新聞の報道によりますと、「漁協の前組合長が地元や周辺漁協の合意文書を勝手につくって、県に提出していたことがわかった。申請書に添付された地元合意文書に名前を挙げられた方は「勝手に判こを使われた」と関与を否定。周辺漁協との合意文書も、「宇部地区の漁協とも底引き網漁をしないよう話し合いがついている」となっていたが、宇部市内のいずれの漁協も「一切知らない」と否定している」、このような記事がございました。

私は今回の一般質問を通じて感じましたことは、一般質問として通告をしておくことについては、責任ある答弁をしていただきたいということであります。林部長は「市としては確認することができません」と、こういう答弁で終始されたわけですけれども、県に聞けば、これはすぐ確認することができたはずであります。きちんとした答弁ができないというのは職務怠慢、あるいは議会軽視と言われても仕方がないのではないかと思います。

今後は、このようなことのなきよう可能な限り情報を開示し、また、議会の質問には誠意を持って答弁されるよう厳重に注意を促しまして、私の発言を終わります。

あいさつ

議長（中司 実君） 先ほどの今津議員は終わりました、この際12月21日付をもって、防府市監査委員を退任されます小田寛氏からごあいさつしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

〔監査委員 小田 寛君 登壇〕

監査委員（小田 寛君） 貴重な時間をおかりしまして、退任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

監査委員として選任されまして務めてきましたこの4年間、地方自治行政の一端を担わせていただき、日々職務に精励できましたことをここに深く感謝申し上げます。

今、各自治体においては、多くの懸案事項を抱え、一朝一夕には解決できるものではありませんが、とりわけその中で、防府市が新たに取り組む市町の合併問題は避けて通れない大きな課題であります。今後議会と執行部との綿密な連携のもとに、すばらしいあすのまちづくりが練られていくことを期待いたすものでございます。私もこれからは少しではありますが、地域、社会に貢献できるよう努めてまいりたいと思いますので、今後とも今までと変わらぬ御指導、御厚情を賜りますようよろしくお願いいたします。

ここに我が市の限りなき発展と議員皆様方のますますの御健勝、御多幸を祈念いたしまして、尽きせぬ名残を込めて、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（中司 実君） 次に、12月22日付をもちまして、防府市監査委員に就任されます大木孝好氏からごあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔新監査委員 大木 孝好君 登壇〕

新監査委員（大木 孝好君） 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど防府市監査委員の選任につきまして御同意を賜り、まことにありがとうございます。改めてその職務の重責に身の引き締まる思いがしておりますが、今後は地方自治におけます監査の重要性を認識し、法の精神にのっとり、微力ながらその職責に邁進する覚悟でございます。これから、勉強いたしまして、誠心誠意、また公明公正を旨として努める覚悟でございますので、どうぞ御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

まことに簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（中司 実君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成14年第6回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。お疲れでございました。

午後 1時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年12月20日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 齊 藤 旭

防府市議会議員 山 本 久 江